

第43回二五八祭 出店要項（フードコート用）

**出店要項**

**■出店資格**

第43回二五八祭の趣旨にご賛同いただける公益社団法人東近江青年会議所・東近江市が認める東近江市内に店舗を構えている公に認められた飲食店業者であること。この資料に記載されているすべての項目を遵守できる方。なお、**昨年出店して頂いている県内外の業者様に関しましては、今回は当落に関わらず申込をお受けさせていただきます。**

以上に該当する場合であっても、開催までの期間中に当事務局で行う書類審査結果により出店をお断りする場合があります。また応募多数の場合は選考、抽選にて対応させていただくため出店資格を有していても出店できない場合があります。開催中は出店申込者本人以外の参加、代理出店、迷惑行為等が確認された時点で出店資格取消しとなり即時会場より退出となります。その他、事務局が悪質であると判断した場合、出店資格は取り消しとなります。

**■出店できる食品**

提供できる食品は 野外に簡易な調理設備を設け調理食品を提供する場合（露店営業の場合）には、十分な洗浄・消毒設備が望めないため、扱える品目は原則、調理・製造工程が簡易で、客への提供直前に加熱処理があるものに限定して下さい。

**■禁止行為目**

- ・ さしみ、サンドイッチ、サラダなど、提供直前に加熱を伴わないものの調製
- ・ 材料の一次加工（仕込み）を行うこと  
（例：野菜、果物の皮剥き、カットする焼き鳥等具をカットし串に刺す、ドーナツ生地を調合する）
- ・ 既成飲料の混合や希釈
- ・ 果物を絞る行為（生ジュース、ミックスジュースの調製等）
- ・ アルコール類の販売、販売者の飲酒

**■出店者厳守項目**

- ・ 店舗の所在身元がはっきりしていること
- ・ 継続的な飲食店または食品加工店を営業していること
- ・ 都道府県知事から飲食店を営業する許可を受けていること
- ・ 出店責任者が成人であること
- ・ 営業設備周辺を清潔に保つこと  
（駐車場を油等で汚さないよう、ブルーシートと養生ボード、コンパネ等を敷く措置をとること）
- ・ 食品、器具及び容器包装は衛生的に取り扱うこと

- ・カキ氷の調製時には、必ず使用前に飲用適の水で氷雪の表面を洗うこと
- ・手洗い設備には石鹼及び適当な消毒液等を備え、常に使用できる状態にしておくこと
- ・調理作業に従事する者に、清潔な衣服・帽子（髪おおい）を着用させること
- ・従事者の健康に留意し、感染症や化膿性疾患に罹患した場合には、調理作業に従事させないこと
- ・原材料にアレルギー物質（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生等）が含まれているかどうかを把握し、調理加工後の販売時に購入者からアレルギー物質が含まれているかどうかの質問があった場合には、正確な情報を伝えること
- ・東近江保険所から指示がある衛生管理に従順できること
- ・東近江消防署職員より指示がある火気の取り扱い管理に従順できること

## ■応募

第43回二五八祭フードコート「仮」申込書に必要事項等を漏れなく記入し、期日までに東近江青年会議所事務局まで郵送若しくはFAXにて送信して下さい。（郵送される場合の切手代はご負担下さい）

郵送先 : 〒527-0021 滋賀県東近江市八日市東浜町1-5 八日市商工会議所3F  
 公益社団法人東近江青年会議所  
 第43回二五八祭 フードコート仮申込受付係

FAX : 0748-24-2280

期日 : 2019年9月1日（日）必着

## ■概要

開催場所：東近江市役所周辺 市役所 東庁舎側駐車場一角

開催日時：2019年11月3日（日）9：00～15：00※搬入出時間は別途案内有り

募集区画：テント販売 半張り1区画（複数区画応募はできません）  
 ケータリング販売 車両1台分（当青年会議所が販売者と認めるもの）  
 合計40枠程度

出店費用： テント販売 10,000円  
 ケータリング販売 10,000円